

# 全国年金委員研修

## 扶養親族等申告書の電子申請

令和6年11月11日

日本年金機構 特定事業部

# 扶養親族等申告書とは

日本年金機構からお支払いしている老齢年金が一定額以上の方には所得税がかかります。お支払いの際に源泉徴収されます。配偶者や他の親族を扶養している場合等、申告すると控除を受けることができます。（＝源泉徴収される所得税が少なくなります。）

年金受給者から扶養親族等申告書をご提出いただくことで、日本年金機構にて税金の額を算出し、年金支払の際に源泉徴収を行います。

【源泉徴収の対象となる人】

- ・ 65歳未満 ⇒ 年金額108万円以上
- ・ 65歳以上 ⇒ 年金額158万円以上

年金額（1年間の額）が上記の一定額未満の人は、源泉徴収されない

ポイント

所得税の各種所得控除を受けるためには、毎年、扶養親族等申告書を提出する必要がある。

# 令和7年分扶養親族等申告書の送付

日本年金機構から源泉徴収の対象となる老齢年金を受給されている方へ令和7年分扶養親族等申告書のお知らせを以下の3つの方法でお送りしています。

## ① マイナポータルのお知らせの送信

マイナポータルの利用者登録をし、ねんきんネットとの連携手続きを済ませている方

## ② ねんきんネットのお知らせメールの送信

ねんきんネットにメールアドレスを登録いただいている方

## ③ 紙の扶養親族等申告書の送付

以下の対象の方を除く全ての源泉徴収対象の方

- ・前年（令和6年分）の扶養親族等申告書を電子申請で提出した方
- ・事前にねんきんネットで扶養親族等申告書のペーパーレス化の登録をしている方

⇒紙の扶養親族等申告書を送付しない方のうち、未提出である方に対しては、提出期限以降に改めて、扶養親族等申告書のお知らせ（ハガキ）をお送りします。

発送日			提出期限	送付件数
マイナポータルのお知らせ	ねんきんネットのお知らせメール	紙の扶養親族等申告書の送付		
令和6年9月5日 ～9月8日	令和6年9月5日	令和6年9月19日 ～10月10日	令和6年10月31日	約889万件
令和6年11月7日	令和6年11月8日	令和6年11月8日	令和6年11月30日	約26万件（見込み）
令和6年12月以降 毎月上旬	令和6年12月以降 毎月上旬	令和6年12月以降 毎月上旬	発送月の末日	

# 令和7年分扶養親族等申告書の送付

## 【扶養親族等申告書の送付に関する注意事項】

- 前年（令和6年分）の扶養親族等申告書を電子申請で提出した方には紙の扶養親族等申告書は送付されません。マイナポータルのお知らせや、ねんきんネットに登録しているメールアドレスにご案内をお送りしますので、確認のうえ、電子申請でご提出ください。  
⇒紙の提出を希望する場合は、日本年金機構ホームページから用紙をダウンロードできます。
- 紙の扶養親族等申告書には電子申請の操作方法を記載した「作成と提出の手引き」を同封しています。電子申請で提出した場合は紙の扶養親族等申告書は提出不要です。
- まだマイナポータルを利用していない等、事前準備が終わっていない方でも、紙の申告書を受け取った後でマイナポータルの利用者登録等の事前準備を行えば、電子申請は利用できます。提出がまだの方へは電子申請での提出を推奨ください。

前年（令和6年分）の電子申請で提出した方へ紙の扶養親族等申告書は送付されない。マイナポータルのお知らせ等の再確認を！

ポイント

提出期限が過ぎてしまった場合でも、なるべく早く提出してください。令和7年分の最初の年金のお支払いに間に合わなかった場合でも、提出された後、遡って所得税の再計算を行います。

# 扶養親族等申告書の提出は必要か？

(1) ご本人が障害者または  
寡婦・ひとり親(※1)に該当しますか？

該当しない

該当  
する

## 提出が必要

提出することで、受給されて  
いる老齢年金から徴収される  
所得税や翌年の個人住民税で  
該当する控除が受けられます。

## 提出は電子申請が 便利です。

スマートフォン等で電子申請すれば  
紙の提出は不要です。

(2) 控除対象となる(※2)  
配偶者または扶養親族がいますか？

いない

いる

(3) 扶養している配偶者または扶養親族に  
退職手当を受ける見込みの方(※3)が  
いますか？

いない

いる

## 提出が不要(※4)

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については申告書に同封している「作成と提出の手引き」や日本年金機構ホームページをご覧ください。

※2：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※4：提出不要の方も、提出が必要な方と同様に、基礎控除は受けることができ、所得税の税率は5.105%です。

ポイント

扶養親族等申告書の提出が不要な方もいる。(基礎控除のみ)

扶養親族等申告書の提出が不要であるかは日本年金機構では判断できないため、源泉徴収の対象となる方全員へお知らせをお送りしている。

# 扶養親族等申告書の電子申請のメリット

日本年金機構に提出する扶養親族等申告書はマイナンバーカードとスマートフォン等を使用して、電子申請で提出できます。  
電子申請には提出される方にも多くのメリットがありますので、電子申請の利用を推奨しています。

扶養親族等申告書の提出は電子申請が便利です。

電子申請を利用すれば・・・

- 紙の扶養親族等申告書を提出する手間も切手代(普通郵便なら**110円**)も不要になります。
- 24時間、いつでも提出できます。
- 前年分の扶養親族等申告書を提出している場合、前年分の申告内容が自動入力されており、入力が簡単。
- 入力漏れもその場でチェックされるので、記入不足で返戻されることがありません。
- 提出した結果や内容をスマートフォン等で確認、訂正して再提出もできます。
- 翌年以降は不要な紙のお知らせが送付されません。

ポイント

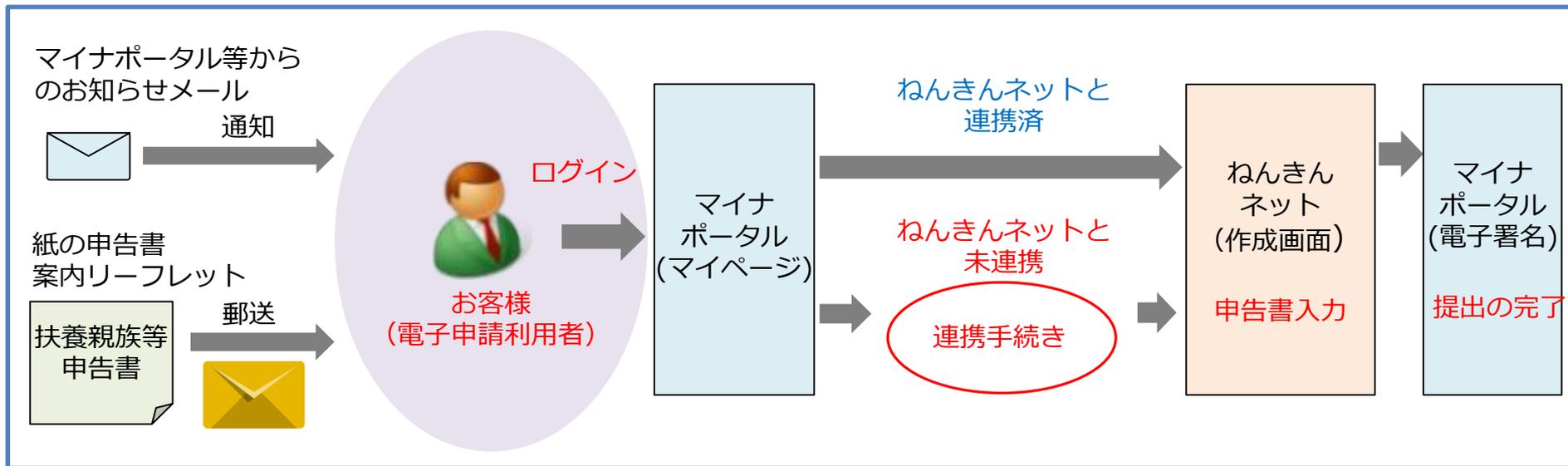
扶養親族等申告書の提出は電子申請が可能。

電子申請には利用者に多くのメリットがある。

# 扶養親族等申告書の電子申請方法

扶養親族等申告書の電子申請はマイナンバーカードを使用して、マイナポータルへログインし、マイナポータルからねんきんネットの扶養親族等申告書作成画面に進み、ねんきんネット上で手続きを行います。

## 電子申請による提出の流れ



ポイント

電子申請の際はマイナポータルを経由してねんきんネットに進む必要がある

# 扶養親族等申告書の電子申請の条件

## 【電子申請が**利用できない方**】

扶養親族等申告書の電子申請は全ての方が利用できるわけではありません。電子申請が利用可能な方へは日本年金機構からお知らせをお送りしますが、一部利用できない方もいます。

- ① **日本年金機構から受け取っている老齢年金が所得税の源泉徴収対象でない方。**
- ② **旧法老齢年金**（昭和61年4月1日以前に受給権が発生した老齢年金）の**受給者**の方。（ねんきんネットが使用できないため）
- ③ **国外にお住まいの配偶者、親族を控除対象として申告しようとしている方。**  
（添付書類が必要なため）

- ※①老齢年金が所得税の源泉徴収対象でない方へは日本年金機構からお知らせが送付されません。
- ※②に該当し、電子申請が利用できない方へは紙の扶養親族等申告書を送付され、電子申請の案内リーフレットは同封されません。
- ※③に該当するかは、日本年金機構では判断できないため、電子申請のお知らせは送付されます。電子申請において、国外居住の方の入力を行うと、電子申請で提出できない旨のメッセージが表示されます。

ポイント

電子申請が可能な方へは日本年金機構からお知らせが届く。

外国居住の配偶者等がいる場合は電子申請では提出できない。

# 扶養親族等申告書の電子申請の事前準備

扶養親族等申告書の電子申請はマイナポータルから、ねんきんネットにログインして行いますので、電子申請の前に以下の手続きが必要です。

- ① マイナンバーカードの取得（※）
- ② マイナンバーカードに対応したスマートフォンまたは、インターネット環境のあるパソコンとマイナンバーカードの読み取り装置の用意
- ③ マイナポータルアプリのインストールと利用者登録
- ④ マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

※マイナンバーカードとカード取得時に設定された2種類のパスワードを使用します。

- ・ 数字4桁の「利用者証明用電子証明書パスワード」
- ・ 英数字6桁～16桁の「署名用電子証明書パスワード」

マイナンバーカードの取得やパスワードの設定については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

電子申請にはマイナンバーカードが必要。

ポイント

パソコンの場合は、マイナンバーカードの読み取り装置が必要。

# 電子申請の操作方法

## 電子申請による提出の操作方法(概要)

電子申請の詳しい操作方は紙の扶養親族等申告書に同封している「作成と提出の手引き」(リーフレット)に詳しく記載しています。日本年金機構ホームページにも詳しい記載があります。

### 事前準備

### マイナポータルとねんきんネットの連携

マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きをしてください。事前に手続きを行っている場合は不要です。

### マイナポータルの利用者登録

マイナポータルのログイン画面から数字4桁のパスワードを入力。マイナンバーカードをかざして読み取らせ、画面の案内に従い、利用者登録を行います。

### マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

マイナポータルにログインし、最初にねんきんネットに進む際、連携手続きを行ってください。



# 電子申請の操作方法

## ステップ1 マイナポータルからねんきんネットにログイン

マイナポータルにログインし、ねんきんネット内の扶養親族等申告書の提出ページに進みます。

マイナポータルにログインし、ねんきんネットの電子申請画面を開きます。

電子申請で提出する届書を選択します。  
扶養親族等申告書を提出する年金を選択します。



# 電子申請の操作方法

## ステップ2

### 扶養親族等申告書に入力

扶養親族等申告書に必要な項目を入力します。

前年の申告内容があらかじめ入力されているので、確認も変更も簡単です。

必要項目を入力(変更)します。

前年分の申告書を提出している方で、申告内容が前年から変更がない場合は、入力不要です。

入力が終わったら、申告書の内容を確認してください。  
入力間違いがなければ、申告書を提出します。

必要項目を入力、変更  
※項目の説明も確認できます。

↑前年分の申告書を提出していない場合、上記ボタンは表示されません。  
そのまま画面を下にスワイプして必要項目を入力してください。

# 電子申請の操作方法

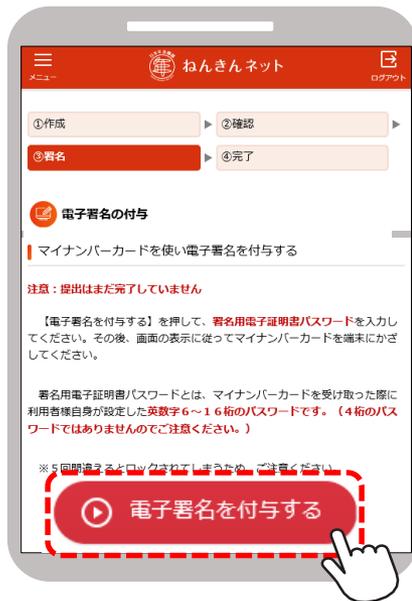
## ステップ3

### 電子署名を付与(提出の完了)

入力内容の確認が完了したら、画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)を入力。年金受給者ご本人のマイナンバーカードを読み取らせてます。

最後に画面の指示に従って、署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)を入力し、年金受給者ご本人のマイナンバーカードを読み取らせてます。

これで申告書の提出は完了です。



# 電子申請の操作方法

提出完了

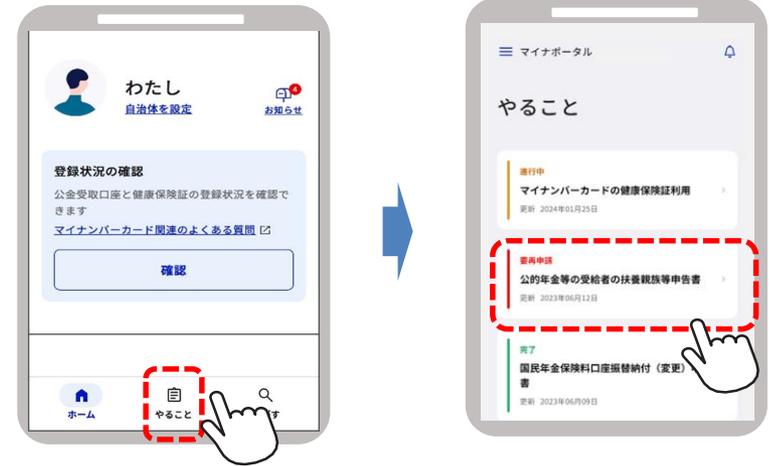
提出した扶養親族等申告書の確認

提出した扶養親族等申告書は画面上で確認ができます。入力に誤りがあった場合は、訂正して再提出も可能です。

## 扶養親族等申告書の受付状況の確認

マイナポータルにログインした状態で、トップ画面下部の「やること」を選択すると、電子申請により提出した申請書の状況が表示されます。

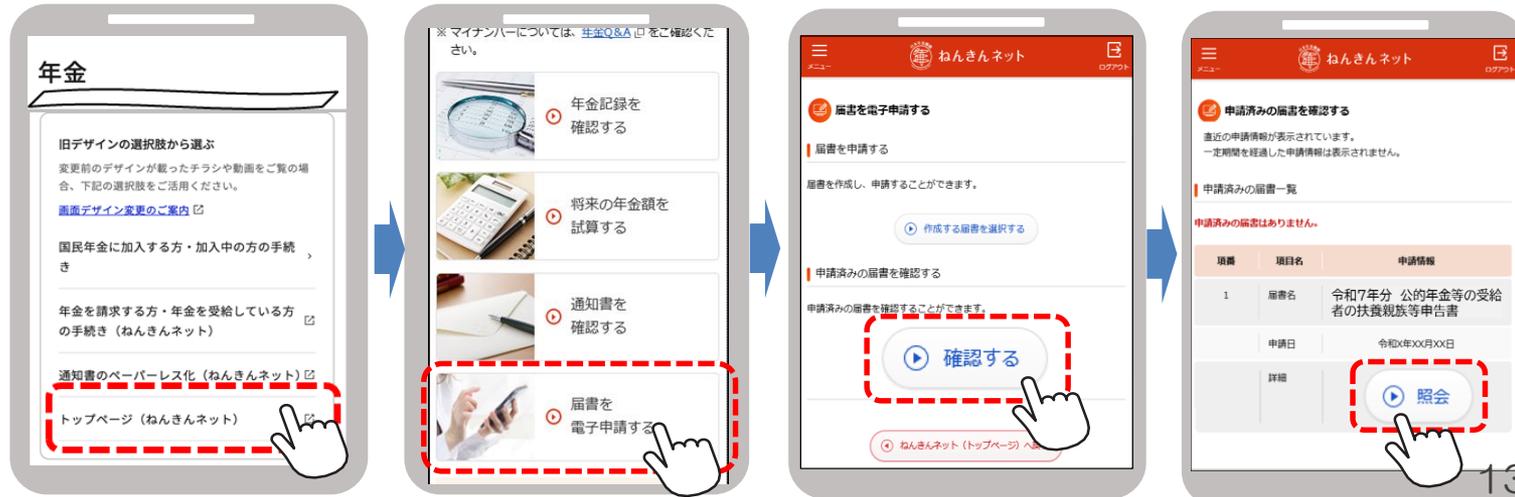
- ・「完了」：申請書の処理が全て完了しています。
- ・「**要再申請**」：申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。
- ・「処理中」：受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



## 扶養親族等申告書の提出内容の確認と訂正

マイナポータルからねんきんネットのトップページに進み、提出した内容を確認することができます。

内容確認のページから内容を訂正して再提出することもできます。



# わからないことがある場合は・・・

## (1) 日本年金機構ホームページ

ホームページには以下が掲載されています。

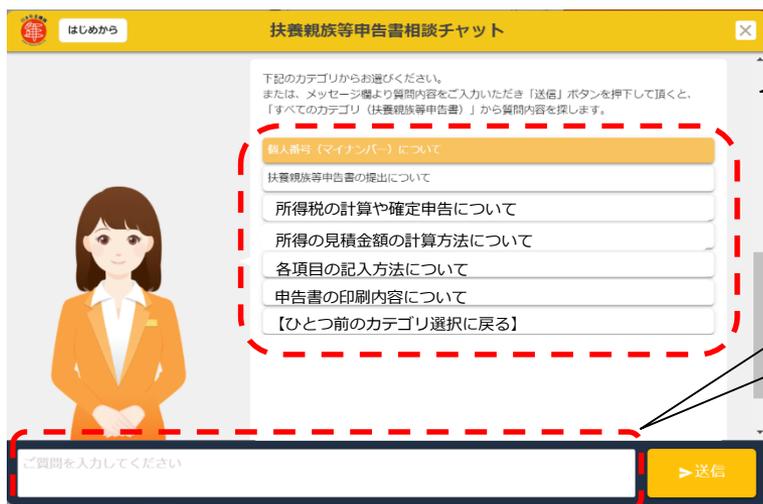
- 操作方法の説明動画
- 詳細な入力方法の説明

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_fuyo.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html)



## (2) チャットボット（自動応答システム）

質問を入力すると自動で回答するシステムを、日本年金機構ホームページから利用できます。24時間対応。



該当のカテゴリから質問を検索

キーワードを入力して  
検索することも出来る



<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

## (3) 扶養親族等申告書問い合わせダイヤル

0570-081-240（ナビダイヤル）

※050から始まる電話でかける場合は（東京）03-6837-9932